

2023(令和5)年度 研修会講師派遣にかかる事務手続きについて

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)研修会講師派遣申請について、事務手続きを説明します。

<研修会2ヵ月程前>

- 講師派遣制度を使用する場合は、研修会の開催候補日を必ず2案以上設定し、事前に重点プロジェクト推進室までご連絡ください。講義テーマに沿った講師を宗務所員の中から当室にて選定いたします(講師は指名できません)。講師の選定に時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 開催候補日に出向可能な宗務所員が選定できましたら、教務所宛に講師の報告をいたします。その後、当室宛に申請書を提出してください。
宗務所員の出向が不可能でありましたら、その旨連絡いたします。宗務所員以外の宗派内・宗派外講師の紹介を希望する場合は、ご相談ください(※宗務所員以外の出向にかかる経費はすべて当該教区にてご負担ください)。

<研修会1ヵ月前>

- 申請書の提出締め切り(※研修会1ヵ月前までに必着のこと)。
※申請書式は教区宛にデータを送信いたします。
- 講義資料の有無や、講義内容の詳細については、派遣講師と直接打ち合わせを行ってください。

<当日>

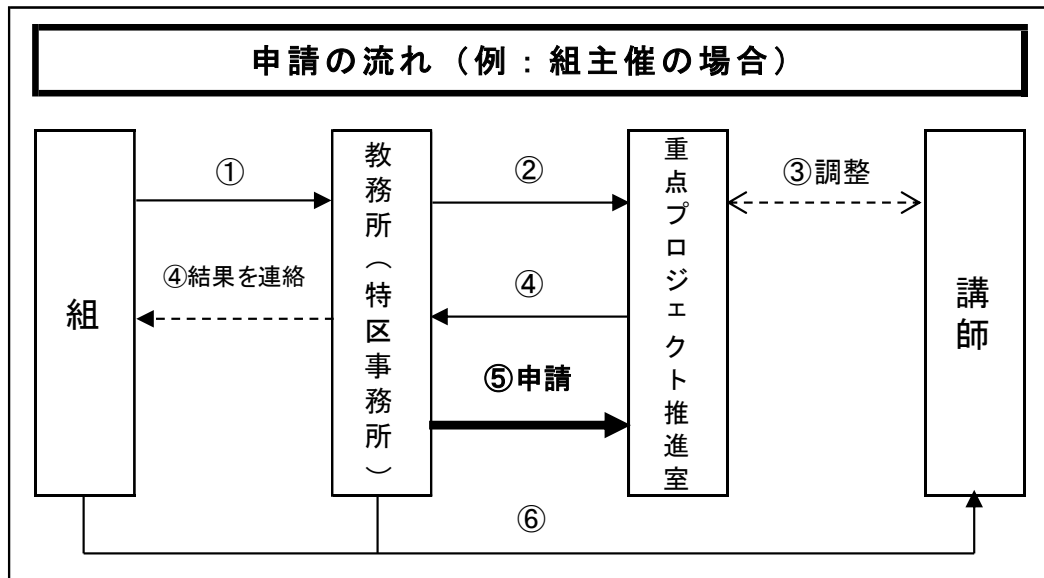
- オンライン講義の場合は、事前に重点プロジェクト推進室のEメールアドレス(project@hongwanji.or.jp)宛に招待メールをお送りください。また、例えばZOOMを使用しての講義の場合、講師によっては「画面共有」機能を使用することが考えられますので、その場合は事前に「共同ホスト」の権限を設定してください。
- 講師が現地へ出向する場合は、講師が最寄りの駅・空港等まで出向しますので、できる限り送迎をお願いします。準備等で送迎が出来ない場合は、事前にその旨を講師に連絡してください。

<これまでとの主な変更点>

- ◆オンライン派遣を原則とし、開催会場にオンライン講義を行うための機材やネット環境がない等の理由が認められる場合のみ、現地派遣を可能といたします。
- ◆1会計年度内の利用制限につきましては、これまでは組主催の研修会のみ利用制限を設けておりましたが、このたびより連区・教区主催(教化団体等含む)の研修会等につきましても利用制限を設けることとなりましたので、「実施要項」をご確認ください。
- ◆宗門重点プロジェクト実践目標に関する講義内容は、連区・教区・複数組合同(ブロック)主催の研修会のみ適用可能とすることに変更はありませんが、「重点プロジェクト推進要綱【教区リーダー】」に基づき、宗門重点プロジェ

クト実践目標に関する内容であれば、可能な限り各教区(特区)の重点プロジェクトリーダー（以下、教区リーダー）が講師として出講してください。教区リーダーが講義する際の資料等必要な情報につきましては、必要に応じて当室より提供いたします。

<申請の流れ>



- ①②研修会の2ヵ月程前には開催候補日を2案以上設定し連絡
- ③重点プロジェクト推進室が調整し講師を選定
- ④調整した講師を連絡（組に対しては教務所より連絡）
- ⑤研修会の1ヵ月前までに申請書を提出
- ⑥詳細について、主催者側から講師へ連絡

以 上